

## 東日本大震災により被災した児童生徒の 学校における受入れ状況について【Q & A】

問1 福島県から避難してきた児童について、当初、福島県以外のA県にあるB小学校において受け入れ、その後、同じA県内のC小学校に転学した例がある。

この場合、「福島県から受け入れた数」と「都道府県内の学校から受け入れた数」のどちらに計上すべきか。

答1 「福島県から受け入れた数」に計上してください。

本調査は、東日本大震災の影響により、どれだけの児童生徒が、当時通っていた学校から転学を余儀なくされたかを把握するための調査です。

把握可能な範囲で児童生徒が被災した当時どこの学校に通っていたのかを確認の上、回答してください。

なお、都道府県をまたいだ転学の場合も、同様の理由から、「福島県から受け入れた数」に計上することとなります。

問2 ①宮城県から避難してきた児童Aを、平成23年4月に宮城県以外のB県にあるC小学校において受け入れたが、同じ年の10月に宮城県のD小学校に転学していった。

②その後、再度、同じ児童AをB県にあるC小学校において受け入れることとなった（東日本大震災の影響によるものであると確認されている。）。

この場合、B県における児童Aの計上の仕方はどのように考えればよいか。

答2 「宮城県から受け入れた数 1名」として計上してください。

児童Aが宮城県から避難してきたことを踏まえ、令和元年5月1日現在で在籍しているC小学校の所在するB県において、宮城県から受け入れた数として計上することとなります。

問3 「事実上の就学」とは、どのような状況ですか。

答3 住民票の異動や学校教育法施行令に定める区域外就学の手続きは行っていないが、授業に参加している場合を本調査において「事実上の就学」としています。